

AIと著作権をめぐる議論の現在

松田山崎法律事務所
弁護士 山崎 貴啓

1 はじめに

生成AIについては、2022年にStable Diffusionなどの画像生成AIが登場し、2023年にはChatGPTのようないわゆる文章生成AIが実用化されるに至った。

従来も、「レンブラント・プロジェクト」に代表されるような生成系AIも存在していたが、従来のAIは、特定の事項に関する意思決定の支援や適合性の判断効果の検証や予測等を行うものが多く、AIによる解析結果の出力の態様についても単純なものが多かった（そのような類型AIも日々進化している）。

これに対し、生成AIでは、簡単なプロンプトの入力を行うことで、誰でにでも人間が作ったような画像や文章が出力できるところに大きな違いがある。このため、汎用の生成AIを使用すれば、誰でも容易に既存の著作物に似た表現を作成することが技術的には可能になった。

2 AIにおける著作物の利用

(1) 学習・開発段階

学習用データセットの作成に当たっては、収集されたデータに含まれる著作物の複製（21条）が生じることになる。また、学習用データセットの作成者から学習済みモデルの開発者に学習用データセットが提供される場合には、著作物の譲渡（26条の2）や公衆送信（21条1項）が行われることになる。

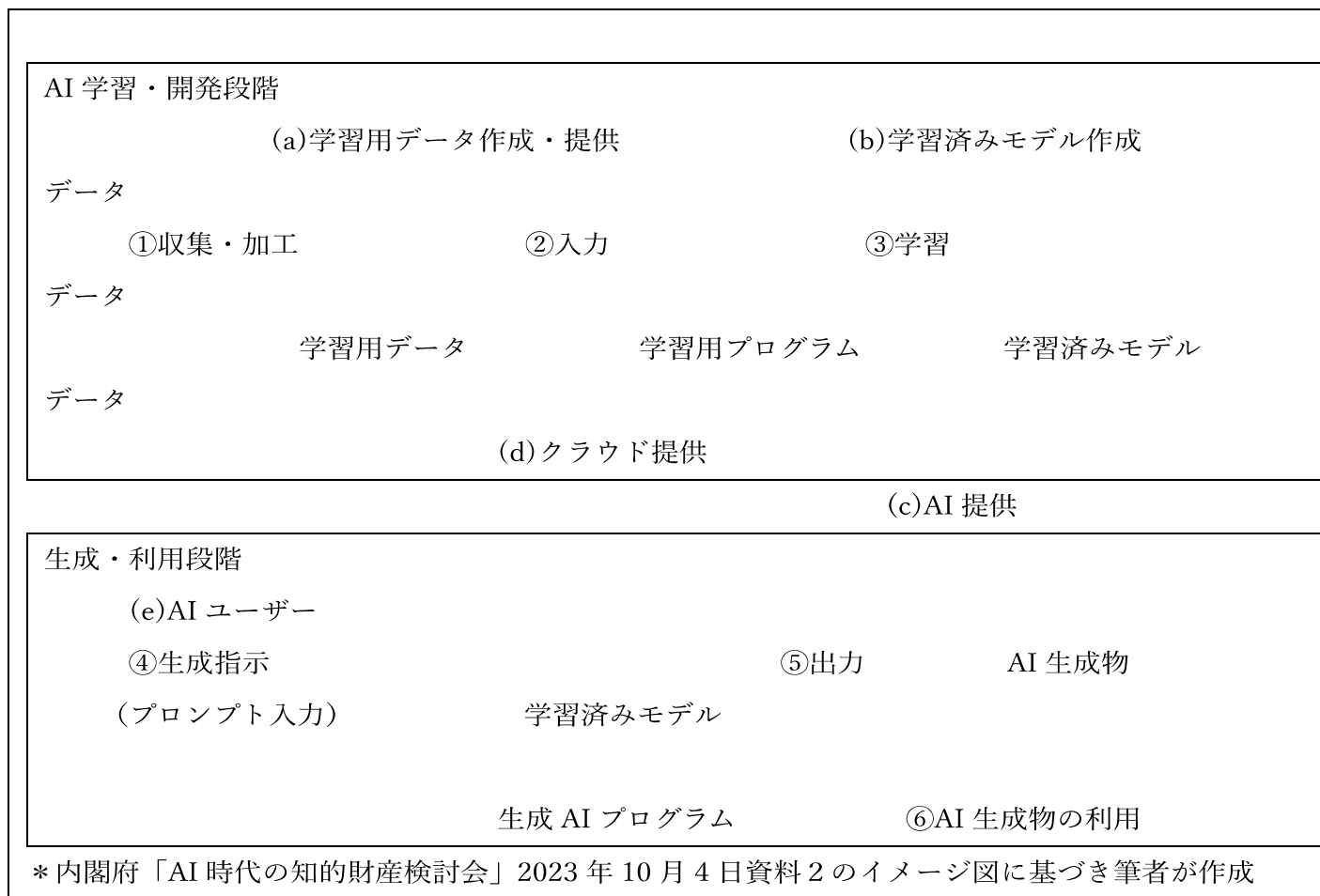
既にある学習済みモデルについて、さらに別の事業者が特定の用途に特化した追加学習（ファインチューニング）を行い、追加学習済みのモデルを作成してサービス提供を行うことになる。追加学習の際には、追加学習用のデータセットを入力することになり、ここでも著作物の複製が生じることになる。

(2) 生成・利用段階

AIを利用して画像や文章、音楽等を生成する場合、プロンプトを入力すると、AIの推論プログラムが当該プロンプトに応じた画像や文章等を生成する。

そして、そのAI生成物に既存の著作物の創作的表現が含まれている場合、そのAI生成物について複製、二次創作、販売やアップロードして配信する行為は、著作物の法定利用行為として、複製、翻案、譲渡、公衆送信等に該当する。

著作物を含むデータの流れの概略



* 内閣府「AI時代の知的財産検討会」2023年10月4日資料2のイメージ図に基づき筆者が作成

3 AIの開発・学習段階で生じる問題

(1) 著作権法30条の4

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第47条の5第1項第2号において同じ。）の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

30条の4の概要

30条の4、47条の4、47条の5は、デジタル化・ネットワーク化社会に対応した柔軟な権利制限規定として、2018年改正により導入。

その導入に当たっては、権利者の不利益の度合いに応じて、

- ①著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型（第1層）
- ②著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型（第2層）
- ③公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型（第3層）、に分けて、それぞれの層に応じて求められる柔軟性と明確性を備えた規定を設けるべきとされた。

→30条の4は第1層に該当

本条は、著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない（非享受目的）場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法を問わず利用することができるとしている。

本条柱書きには「その他の」という文言があることから、その文言の前にある「次に掲げる場合」（＝本条各号）は非享受目的利用を例示していると解される。

本条柱書きの要件は、立法時には想定されていない非享受目的の利用についても適用可能となるような柔軟性を備えつつ、各号の例示により予測可能性を高めることで、規定の明確性を補っているといえることができる。

<非享受目的の利用>

著作物の享受：著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ること

→財産権としての著作権は、著作物の経済的価値から得られる対価回収の機会を確保している。著作物の経済的価値は、著作物の視聴等を通じて、著作物に表現された思想又は感情を享受してその知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることから生じる。

著作物に表現された思想又は感情の享受に向けられたものとは評価できない（非享受目的）行為については、著作権者の対価回収の機会を損なうものではなく、権利者の利益を通常害するものではないとして広く権利制限の対象とされた。

非享受目的か否かは、行為者の主観に関する主張のほか、利用行為の態様や利用に至る経緯等の客観的・外形的な状況も含めて総合的に考慮されると説明されている。

<従来挙げられていた、通常は非享受目的の行為とされる具体例>

- ・プリンタの技術開発の試験を行う目的で著作物を複製する行為（1号）
- ・人工知能に学習させる目的で著作物を含むデータを収集・記録する行為（2号）
- ・データ保護の目的でシステムのバックエンドで著作物を複製する行為（3号）
- ・調査・解析の目的で行うプログラムの著作物のリバースエンジニアリング（柱書き）
- ・ある時期の特定の言葉の使用に関して研究者が人力で解析する目的で書籍を複製する行為（2号）
- ・牛に音楽を聞かせるために音楽CDを複製する行為（3号「その他の利用」）

<AIに関して>

従来、著作物をAIの機械学習に供することは、AIの開発の目的である限りは、非享受目的の利用のうち本条2号で例示された「情報解析」に該当するものとして、必要な限度において利用することができるとされていた。

一方、本条は、享受目的と非享受目的が併存する場合には適用されないと解されている。

生成AIにおいては、既存の著作物の創作的表現の一部が生成されて出力される場合があることから、このような生成AIの開発・提供目的での利用行為について、享受・非享受目的の評価をどのようにすればよいのかが問題となる。

文化庁 文化審議会著作権分科会における議論

(AIと著作権に関する考え方について(素案)から)

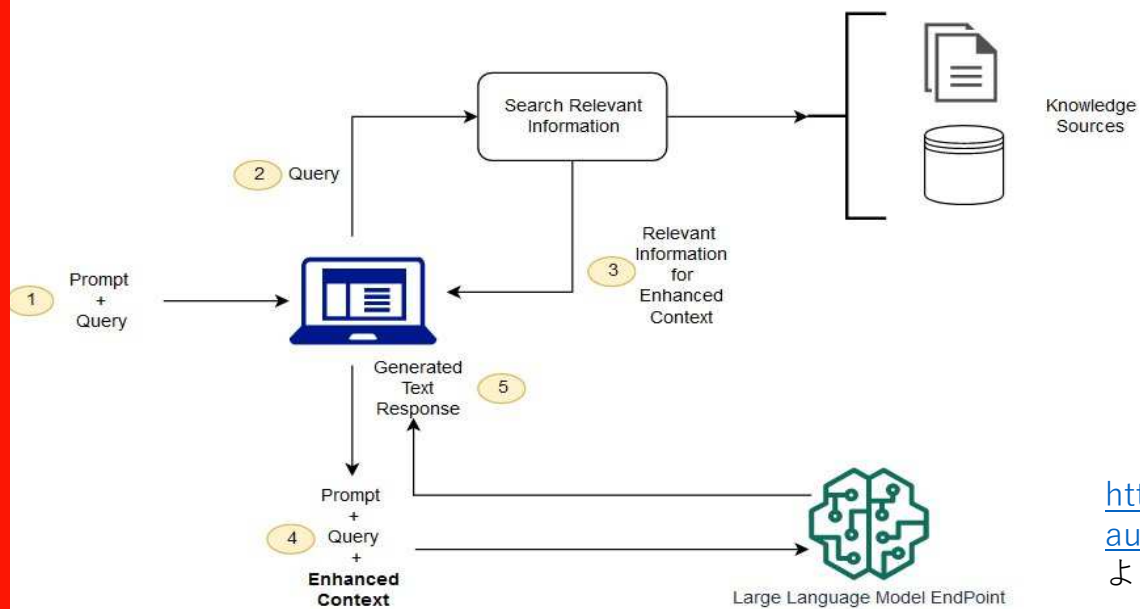
非享受目的と享受目的が併存する場合について、概要以下のような考え方が示されている。

(「素案」p3～p4)

- ① ファインチューニングのうち、意図的に、学習データをそのまま出力させることを目的としたものを行うため、著作物の複製を行う場合(いわゆる「過学習」を意図的に行う場合)
- ② AI学習のために用いた学習データを出力させる意図は有していないが、既存のデータベースやWeb上に掲載されたデータの全部又は一部を、生成AIを用いて出力させることを目的として、著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の、著作物の複製等を行う場合
(例：検索拡張生成(RAG)のうち生成に際して著作物の一部を出力させることを目的としたもの)
- ③ 特定のクリエイターの作風(アイデア)を模倣した生成物を出力できるようにチューニングを行うため著作物等のチューニングを行うことについては、学習データの著作物の表現上の本質的特徴を直接感得できる生成物を出力することが目的であると評価される場合は、享受目的が併存すると考えられる。
- ④ 検索拡張生成については、生成に際して既存の著作物の創作的表現の一部を出力するものであることから、その開発のために行う著作物の複製等は、非享受目的の利用行為とはいえない。

検索拡張生成 (RAG : Retrieval Augmented Generation)

→外部のデータベース等から情報を検索して、正確な情報に基づいてLLMに回答を生成させることにより、精度と信頼性を向上させる技術



<https://aws.amazon.com/jp/what-is/retrieval-augmented-generation/>
より引用

< 30条の4ただし書 >

本条ただし書きは、本条本文の適用があることを前提として、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、利用が認められないという規定。

本条ただし書の該当性を検討するにあたっては、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという視点で検討されると解されている。

そして、従前、立法者からは、本条ただし書きの適用例として、「情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物の情報解析目的での複製」が挙げられていた。

生成AIの開発段階の利用行為に関するただし書の適用に関して、「素案」(P5~P8)では概要以下の通りの考え方が示されている。

- ① 著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、自らの市場が圧迫されるかもしれないという抽象的なおそれのみでは、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。
- ② 「インターネット上で、データベースの著作物から情報解析に活用できる形で整理されたデータを取得できるAPIが有償で提供されている場合において、当該APIを有償で利用することなく、当該データベースに含まれる一定の情報のまとまりを情報解析目的で複製する行為」は、ただし書に該当すると考えられる。
- ③ 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な「措置が講じられており、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合、この措置を回避して行うAI学習のための複製等」は、通常、ただし書に該当すると考えられる。

→いずれの場合も、30条の4の趣旨と具体的事情に応じた判断になるように思われる。

(2) 47条の5の適用について

本条は、コンピュータを用いて情報解析（1項2号）を行い、その結果を提供する者は、当該結果提供に付随して、公衆提供等著作物について軽微な範囲で提供することを基本的に認める規定。

従来からも、位置情報に加えてその人の属性や嗜好等に関するデータを解析したうえ、データベースやインターネット上の情報を収集して、デバイスを通じて情報提供するようなサービスが想定されていた。AIによる解析により軽微利用として生成物が出力される場合でも、本条の要件を充たせば利用が可能となる。

もっとも、特定の情報提供サービスではなく、汎用の生成AIの場合には、生成物の出力が付随性を有するののかという問題や、生成された画像や文章等にどの程度既存の著作物の創作的表現が出力されるかはAI提供者にもわからず、軽微性を有するか否かはプロンプトの内容に左右されてしまうという問題がある。

4 AIの生成・利用段階で生じる問題

生成AIのユーザーによるプロンプトの入力の仕方によっては、既存の著作物の創作的表現と同一ないしは似た表現が出力されることがある。そのようなAI生成物を生成させ、さらに当該生成物を、さらに複製、譲渡、公衆送信等を行うことについて、AIユーザーにも著作権侵害の問題が生じる。

著作権侵害に該当するか否かは、まずは類似（同一）性、依拠性、法定利用行為の有無について判断することになる。すなわち、人（AIユーザー）がAIを道具として生成させ、それをさらに利用したと捉えて著作権侵害の有無を判断することになる。

類似性の判断は、従来の著作物における判断と概ね同様になると考えられるが、依拠性については難しい問題がある。

< 依拠性について >

「依拠」：既存の著作物をもとにする

依拠性が著作権侵害の要件とされている理由は、無方式主義をとる著作権法の下、独自の創作にまで権利を及ぼすことは、創作のインセンティブをそぐことになり、ひいては文化の発展を阻害すると説明することができる。

まず、AIユーザーが既存の著作物の内容を認識していたうえ、生成AIにより当該著作物と類似性を有する生成物を出力させた場合には、依拠性を肯定しうる。

これに対し、AIユーザーが既存の著作物の存在や内容を知らなかった場合はどうか。例えば、一般的な言葉（海・船・渡り鳥etc）のプロンプトを複数組み合わせたところ、偶然に既存の著作物である風景画や風景写真と類似する画像が出力された場合はどのように考えればよいか。

「素案」(P12以下)では、依拠性を肯定しうる場合として、概要以下の通りの考え方が示されている。

- ① AI利用者が既存の著作物を認識していたと認められる場合
- ② AI利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI学習用データに当該著作物が含まれる場合(ただし、当該生成AIが、学習に用いられた著作物をそのまま生成する状態になっていないと言える事情がある場合には、依拠性がないと判断される場合がありうるとする)

< 侵害行為の責任主体について >

物理的にはAIユーザーの行為であっても、その利用に供されたAIを提供した者についても、著作物の利用主体として著作権侵害の責任が生じる場合があるか。

「素案」（P15以下）では、概要以下の通り示されている。

- ① ある特定の生成 AI を用いた場合、侵害物が高頻度で生成される場合は、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まると考えられる。
- ② 事業者が、生成 AI の開発・提供に当たり、当該生成 AI が既存の著作物の類似物を生成する可能性を認識しているにも関わらず、当該類似物の生成を抑止する技術的な手段を施していない場合、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まるものと考えられる。

5 AI生成物の著作物性と著作者

AI生成物の「著作物」該当性については、人が思想・感情の表現のためAIを「道具」として使用したと認められれば、その生成物は著作物に該当するといえる。AIを道具として使用したというためには、人間の側に「創作意図」と「創作的寄与」が必要である。

実際には、AIユーザーが入力したプロンプトの内容や工夫、生成の試行回数、生成後の加工等の行為から、創作行為として評価できるか否かがポイントになる（「素案」P18）。

この場合の著作者は、その「道具」を使用したAIユーザーということになる。

以上に対し、人が何ら指示を与えず、又は極めて簡単な指示により出力された生成物については、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではないとして、著作物に該当しないといえることができる。

ご清聴ありがとうございました！

松田山崎法律事務所 弁護士 山崎貴啓

